

町田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例

町田市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年12月町田市条例第40号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(非公開とすることができる会議)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると<u>認めるときは、当該審議会等に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）第5条第1項に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行うとき。</u></p> <p>(2) <u>会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるとき。</u></p>	<p>(非公開とすることができる会議)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、<u>会議に諮り、審議等の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>個人に関する事項（事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる事項を除く。</u></p> <p>ア <u>法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することができる</u>とされている事項</p> <p>イ <u>当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる事項</u></p> <p>ウ <u>当該個人の公的地位又は立場に関連する事項であって、公開することが公益上必要と認められるもの</u></p> <p>エ <u>法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に関する事項であって、公開することが公益上必要と認められるもの</u></p> <p>(2) <u>法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。</u></p>

<p>(会議資料の閲覧)</p> <p>第7条 審議会等の会議が公開されるときは、当該会議に付する会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。</p>	<p><u>ア 事業活動によって生じる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる事項</u></p> <p><u>イ 違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められる事項</u></p> <p><u>ウ 事業活動によって生じる侵害から消費生活その他の市民生活を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる事項</u></p> <p><u>(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における意思決定が未了の事項であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるもの</u></p> <p><u>(4) 市又は国等の事務又は事業の運営に関する事項であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの</u></p> <p><u>(5) 公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる事項</u></p> <p><u>(6) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている事項</u></p> <p>(会議資料の閲覧)</p> <p>第7条 審議会等の会議が公開されるときは、当該会議に付する会議資料（<u>町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）第5条第1項各号に該当する情報が記載されているものを除く。</u>）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の町田市審議会等の会議の公開に関する条例第5条の規定に基づき事前公表された審議会等の会議については、なお従前の例による。